探偵業の業務の適正化に関する法律の改正について

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和5年法律第63号)の施行に伴い、認定証、標識等の書面の掲示等を義務付けている規制の見直しがなされ、探偵業の業務の適正化に関する法律及び同法施行規則が改正されました(令和6年4月1日施行)。

この改正に伴い、<u>探偵業届出証明書が廃止され</u>、同証明書に変わるものとして標識を作成して掲示し、 同標識をウェブサイトに掲示する必要があります。

概要は以下のとおりですので、探偵業事業者の方は、本紙を御確認の上、取扱いに誤りのないように してください。

概要

1

標識について

これまで

公安委員会が交付した探偵業届 出証明書を営業所に掲示しなけ ればならない。

令和6年4月1日以降

探偵業届出証明書に代わり、事業者自身で標識(様式は裏面を参照)を作成し、営業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

標識作成に必要な事項は、届出の手続きの際に警察 署が通知します。

7

ウェブサイト上の掲示について

これまで

ウェブサイトへの掲示規定なし

令和6年4月1日以降

事業者は、当該事業者のウェブサイト上に 標識を掲示しなければならない(除外規定 あり)。

> ウェブサイトは、当該事業者が他の事業者に委託して運用しているウェブサイトも含み、トップページ 等消費者の目につきやすい箇所に標識を明瞭に掲示することが必要です。

除外規定

事業の規模が著しく小さい場合等(以下①、②のいずれかに該当する場合)は、ウェブサイト上における掲示義務は免除されます。

- ①常時使用する従業者の数が5人以下である場合
- ②当該事業者が管理するウェブサイトを有していない場合

標識及び法改正後の新しい申請様式は、島根県警察ホームページ「https://www.pref.shimane.lg.jp/police/」の「申請・手続」コーナーに掲載しています。

お問合せ先

島根県警察本部 生活安全部 生活安全企画課 営業保安係(0852-26-0110)内線3032 又は 最寄りの警察署 生活安全(刑事)課(生活安全(刑事)係)

探偵業者

届出書を提出した 公 安 委 員 会				公安委員会
届出書の受理番号	第			号
届出書を提出した年月日		年	月	日
商号、名称又は氏名				
営業所の名称				
営業所の所在地				
営業所の種別				
広告又は宣伝をする 場合に使用する名称				

記載要領 1 本様式中届出書とは法第4条第1項の届出書をいう。

2 営業所の所在地欄には、当該営業所が入居する建物の名称及び当該営業所の建 物内の位置についても記載すること。

備 考 1 文字及び枠線の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。

2 標識を営業所に掲示する場合には、用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号)抜粋

(名簿の備付け等)

第12条 (略)

2 探偵業者は、第4条第1項の規定による届出をしたことを示す内閣府令で定める様式の標識について、営業所の見やすい場所に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次項において同じ。)により公衆の閲覧に供しなければならない

探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第19号)抜粋

(標識の様式)

- 5条 法第12条第2項の内閣府令で定める様式は、別記様式第4号のとおりとする。 (標識の閲覧)
- 第6条 法第12条第2項の内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - 一 常時使用する従業者の数が五人以下である場合
 - 二 当該探偵業者が管理するウェブサイトを有していない場合
- 2 法第十二条第二項の規定による公衆の閲覧は、当該探偵業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。